

申告はお早めに

税の申告が始まります

市・県民税申告のお知らせ

平成29年度市・県民税申告書を、申告が必要と思われる方へ1月下旬に郵送しました。申告が必要となる方で、申告書が届かなかった場合は市民税課へご連絡ください。

市・県民税の申告が必要な方

◆平成29年1月1日現在、越谷市内にお住まいで、確定申告の必要がない方のうち次のいずれかに該当する方

- ①事業(農業、営業等)を営む方
- ②不動産収入(地代・家賃)があった方
- ③公的年金等以外の雑所得があった方
- ④市・県民税が源泉徴収されていない配当所得等があった方
- ⑤次の給与所得者
 - ・勤務先から給与支払報告書が越谷市に提出されていない方
 - ・給与以外に所得があり、その

市・県民税の申告受付

市役所での受付

〈期間〉 2月16日(木)～3月15日(水)、午前9時～午後4時(土曜・日曜日は閉庁です。ご注意ください)
〈場所〉 市役所第二庁舎5階会議室
*駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください

出張受付

〈期間・場所〉 下表のとおり。時間はいずれも午前9時～午後3時30分
*施設の安全管理上、午前8時30分以降にお越しください

日程	特設会場
2月1日(水)	増林地区センター・出羽地区センター
2月2日(木)	桜井地区センター
2月3日(金)	大沢地区センター・北越谷地区センター
2月6日(月)	新方地区センター
2月7日(火)	蒲生地区センター
2月8日(水)	萩島地区センター
2月9日(木)	北部市民会館
2月10日(金)	川柳地区センター・大相模地区センター
2月13日(月)	川柳地区センター・大相模地区センター
2月14日(火)	南越谷地区センター

*上記の会場は、市・県民税の申告受付会場です。確定申告の作成を希望する方は、このページにある「越谷税務署から確定申告のお知らせ」をご覧ください

問市民税課 ☎963-9144

合計額が20万円以下の方

⑥ 次の公的年金等所得者
・年金以外に所得があり、その合計額が20万円以下の方
・年金所得のみで源泉徴収票に記載のない控除を追加される方

申告書は郵送でも受け付けます

◆市内に住所のない方で、市内に事務所や事業所または家屋敷のある方

申告に必要なもの

- ①源泉徴収票(給与所得・公的年金等)または事業主からの支払証明書
- ②事業所得者・不動産所得者は収支のわかる帳簿等
- ③国民健康保険税、国民年金、医療費、生命保険、地震保険などの控除を受ける方は控除

証明書または支払った額の分かる領収書等
④印鑑
⑤マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証、健康保険の被保険者証などの本人確認書類



次のような方は

◆昨年中に所得がなかった方

市・県民税申告書裏面の「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要事項を記入して郵送してください。

◆事業専従者のいる事業主の方

事業専従者の方には申告書をお送りしません。事業主の方は自身の申告の際に必ず「事業専従者」の欄に必要事項を記入

してください。また、専従者の給与支払報告書を市民税課(第三庁舎3階)へご提出ください(郵送でも受け付けます)。

申告をしないと
こんなときに困ります

申告をしないと、年金、住宅ローン、保育所入所や公営住宅入居申請の際に必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書等)を発行できません。期限内に申告を済ませるようお願いいたします。

問市民税課 ☎963-9144

国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る
保険料(料)等の算定のため、
所得の申告をお願いします

国民健康保険(料)や高額療養費等の算定を行うため、所得の有無にかかわらず国民健康保険・後

越谷税務署から確定申告のお知らせ

確定申告書は自宅等で 作成し郵送で提出

申告書の作成は国税庁ホームページで!!
<http://www.nta.go.jp/>
問越谷税務署 ☎965-8111 (自動音声案内)

確定申告会場は大変混雑します。例年、来場から手続き終了まで平均90分の時間を要しています(180分以上かかる場合もあります)。確定申告を行う方は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の



「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅で申告書を作成してみましょ。不明な点がある場合や提出書類の確認など、一般的なご相談は、越谷税務署へお問い合わせください。

イオンレイクタウンに 確定申告会場を開設

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。
〈場所〉 イオンレイクタウン

事業を行っている方へ

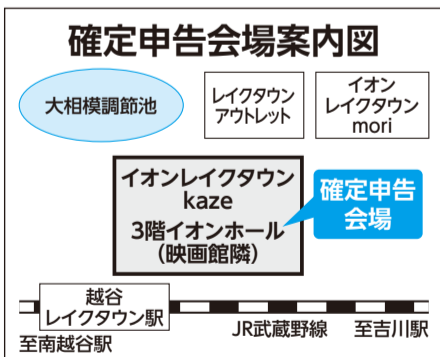
個人事業税(県税)の 申告について

個人事業税は、事業を行う個人に対し、その事業の所得金額を標準として課税されるものです。所得税の確定申告が市・県民税の申告をすれば、事業税の申告は不要です。事業税についてご不明な点は、県税事務所にお問い合わせください。

越谷県税事務所
月曜～金曜日、8:30～17:15
(土曜・日曜日、祝日は閉庁です)

問越谷県税事務所 ☎962-2298

期高齢者医療制度に加入されている方およびその世帯主の方(後期高齢者医療制度の高額療養費等の算定においては世帯全員)は、期限内に申告を済ませようお願いします。世帯に一人でも未申告の方がいると、当該年度の保険料(料)の軽減判定や高額療養費の所得区分等の判定ができません。問国民健康保険課▽国民健康保険について: ☎963-9144



kazé 3階イオンホール
〈期間〉 2月16日(木)～3月15日(水)(土曜・日曜日を除く。ただし2月19日(日)・26日(日)は開場)
*日曜日は大変混雑しますので平日の来場をお勧めします
〈受付時間〉 午前9時～午後4時(混雑状況によって早めに受け付けを終了する場合があります)

復興特別所得税の 記載漏れにご注意を

平成25～49年の各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛け計算した金額です。